

芦屋市重層的支援体制整備事業実施計画

令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

改訂案

令和4年（2022年）12月策定

令和6年（2024年）12月改訂

芦屋市

目次

1	重層的支援体制整備事業の概要	1
2	計画の趣旨と位置付け	1
3	計画期間及び事業評価・推進	1
4	取組	2
	(1) 多機関協働の体制整備（包括的相談・多機関協働・アウトリーチ）	2
	(2) 個別支援からの課題抽出・資源創出（多機関協働・参加支援・地域づくり）	4
	(3) 参加支援の推進とプラットフォームの形成（参加支援・地域づくり・アウトリーチ）	7
	(4) 地域の社会資源やつながり等を生かした地域づくりの推進（地域づくり・参加支援）	9
	(5) (1)～(4)を推進する人材育成・支援者支援	11
5	実施内容及び実施体制	12
	(1) 包括的相談支援	12
	(2) 参加支援	13
	(3) 地域づくりに向けた支援	14
	(4) 多機関協働	16
	(5) アウトリーチ等を通じた継続的支援	16
	重層的支援体制整備事業 年度計画	18

1 重層的支援体制整備事業の概要

少子高齢化・人口減少の加速化に加え、ICTの急速な発達、グローバル化、価値観の変化・多様化などによる社会構造の変化などを背景に、支え合い機能の脆弱化や地域の担い手不足等が進む中において、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなどに代表される複雑化・複合化した課題を解決していく必要があります。このような社会情勢を受け、令和2年（2020年）6月には、包括的な支援体制の構築を進めることで、地域共生社会を実現することを目的として、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、改正された社会福祉法において「重層的支援体制整備事業」が定められました。

重層的支援体制整備事業は、属性を問わない「相談支援」、多様な「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティネットをつくることを目指す事業で、どのように支援体制を整えていくかは、各市区町村が具体的な取組を検討し、地域の実情にあった方法で進めていくこととされています。

本市においては、既に取り組んでいる相談支援や地域づくり支援等の拡充を図り、アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと、本人や世帯を包括的に受け止め支えること、本人を中心に本人の力を引き出す観点で行われること、信頼関係をもとに継続的に行われること、地域住民のつながりや関係性づくりを行うことを理念とし、実施します。

2 計画の趣旨と位置付け

本計画は、社会福祉法第106条の5に基づき策定するもので、第4次芦屋市地域福祉計画の基本理念のもと、本計画に定める事業（以下、「本事業」という。）を地域福祉計画における各施策の横ぐしを通す事業とするとともに、地域福祉計画のリーディングプロジェクトとして位置付け、重点的・横断的に取り組み、各施策の効果を相乗的に発揮させることを目的とします。

3 計画期間及び事業評価・推進

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

なお、本事業の進捗管理及び評価については、多機関協働推進委員会、福祉のまちづくり委員会（旧：地域福祉推進協議会）及び庁内連携会議において実施し、それらを踏まえ推進方法を検討し、本計画の追加、修正をするとともに、その内容を社会福祉審議会地域福祉部会に報告し、地域福祉計画の充実に反映することとします。

なお、令和4年度より実施してきた本計画の取組が進んできたことから、進捗状況に合わせて本計画を見直し、令和6年度に改訂しました。

改訂にあたり各取組の実施状況を振り返り、個別支援とその社会参加を目指す取組を進めることで、参加支援の場づくりもひろがってきました。また、それらの充実に向け、多機関協働の体制整備も変化し、地域課題の抽出・資源創出、参加支援の場づくりの連動性と重なりが生まれてきたことがわかっています。

4 取組

本計画では主に以下の5つに取り組みます。

(1)	多機関協働の体制整備	個別支援をベースにしつつ、参加支援や地域づくりを意識して多機関が協働する体制を整備します。
(2)	個別支援からの課題抽出・資源創出	個別支援を通じた課題抽出に加え、課題解決のための具体的な実践につなげます。
(3)	参加支援の推進とプラットフォームの形成	社会的に孤立する人などの社会参加支援とプラットフォームの形成に取り組みます。
(4)	地域の社会資源やつながり等を生かした地域づくりの推進	地域の社会資源などを改めて見つめなおしたうえで、地域づくりを進めます。
(5)	(1)～(4)を推進する人材育成・支援者支援	本計画を進めていくにあたり、人材育成や支援者支援に取り組みます。

具体的な取組内容は以下の通りです。

(1) 多機関協働の体制整備（包括的相談・多機関協働・アウトリーチ）

〔地域福祉計画関連施策：1・2・4・5・7・8・9〕

〔地域福祉推進計画関連アクション：7・8・9〕

ア 多機関による協働体制の強化

<中心となる取組主体：地域福祉課>

多機関による協働体制の強化に向け、多機関協働推進委員会において、重層的支援体制整備事業の進捗管理及び評価を実施するとともに、地域づくりを意識しながら相談支援・参加支援のつながりを中心に協議し、それらの一体化の評価視点を取り入れながら、多機関による協働体制の強化を行います。また、福祉のまちづくり委員会と相互に連携し、重層的支援体制の充実を図ります。

イ 多機関協働による社会参加を見据えた世帯まるごと支援

<中心となる取組主体：重層的支援のチーム会議>

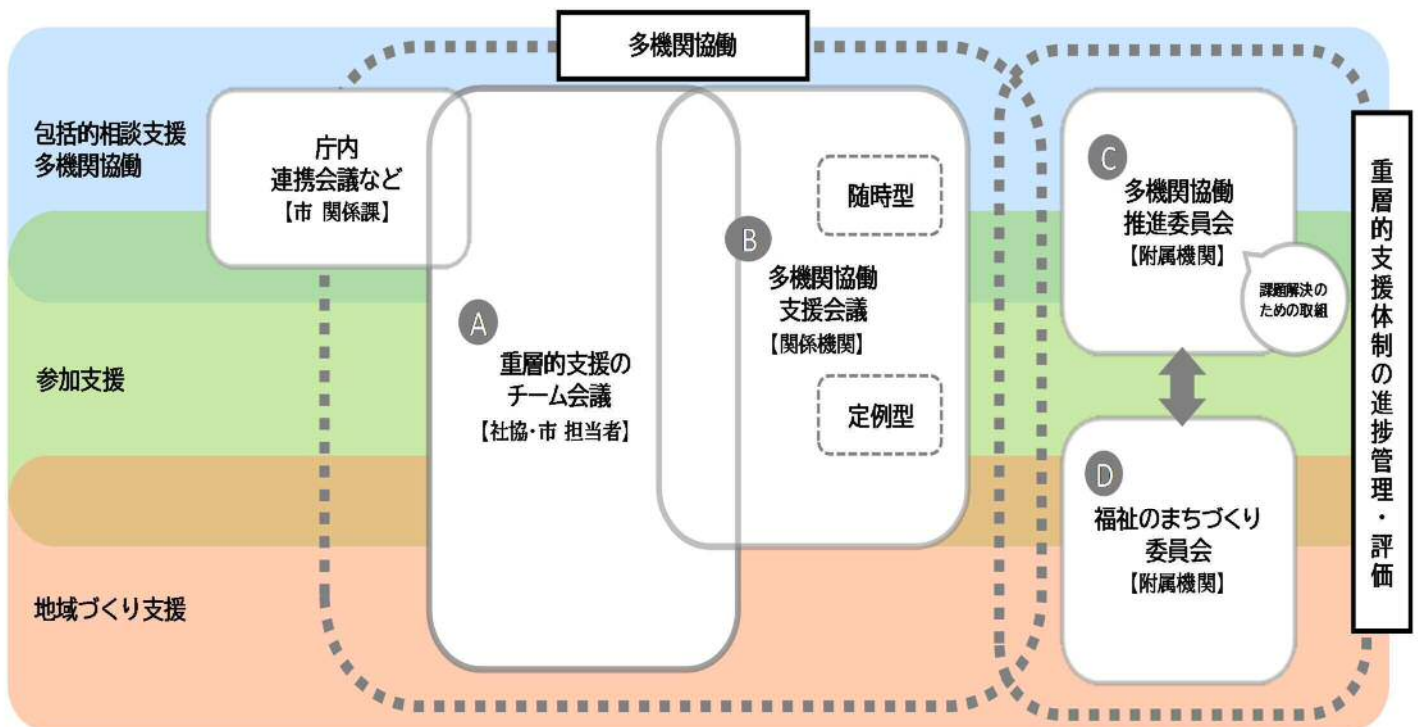
複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯や、社会的に孤立している人等に対し、重層的支援のチーム会議において、多機関協働支援会議開催の必要性や会議のデザインについて協議・検討を行ったうえで、多機関協働による制度のはざま支援や参加支援、地域づくりに向けた支援について協議し、取組を進めます。

ウ 庁内連携体制の充実

<中心となる取組主体：地域福祉課>

庁内連携体制の充実に向け、重層的支援体制整備事業に関連する会議をはじめ、広く包括的な相談支援に関わる関係者が参集する機会をとらえ、分野を横断した現状や連携課題の共有、解決に向けた取組を意識しながら、重層的支援体制整備事業の推進に伴う様々な場を中心に協働しやすい仕組みづくりを進めます。

【図1 「多機関協働の体制整備 関係図」】



C多機関協働推進委員会では、主に相談支援・参加支援の領域について議論を深めながら、必要に応じて具体的な取組を進めることで、多機関の協働推進につなげていきます。また、D福祉のまちづくり委員会では、参加支援と地域づくりを意識しながら、地域福祉とまちづくりのネットワークづくりに向けて取り組むとともに、必要に応じてC多機関協働推進委員会と相互に連携し、重層的支援体制の進捗管理・評価を行います。

B多機関協働支援会議では、社会福祉協議会における各分野の相談支援・地域づくり担当者と、地域福祉課職員で構成する重層的支援のチーム会議での検討を受けて、多機関で世帯支援や参加支援に取り組むとともに、地域づくりに向けた支援について協議し、取組を進めます。

市内連携会議においては、部署を横断した現状共有と必要な研修内容の検討、連携課題の共有、解決に向けた仕組みづくり等の連携の充実に取り組みます。

これらの役割が包括的相談支援・多機関協働、参加支援、地域づくり支援の領域にまたがり、相互に重なりあうことで、重層的支援体制の充実に図っていきます。

(2) 個別支援からの課題抽出・資源創出（多機関協働・参加支援・地域づくり）

〔地域福祉計画関連施策：１・２・５・８・１９〕

〔地域福祉推進計画関連アクション：８・９・１０〕

ア 重層的支援のチーム会議機能や関連会議フローの再検討

＜中心となる取組主体：重層的支援のチーム会議＞

社会福祉協議会における各分野の相談支援・地域づくり担当者と、地域福祉課職員で構成するチームにより、全市での重層的な支援体制にかかる施策や取組についても検討するとともに、重層的支援のチーム会議の機能を整理し、一層の強化を図ります。また、参加支援や地域づくりを意識した重層的支援の視点から、個別ケースの支援方針についても検討します。

イ 地域生活課題の意識の醸成

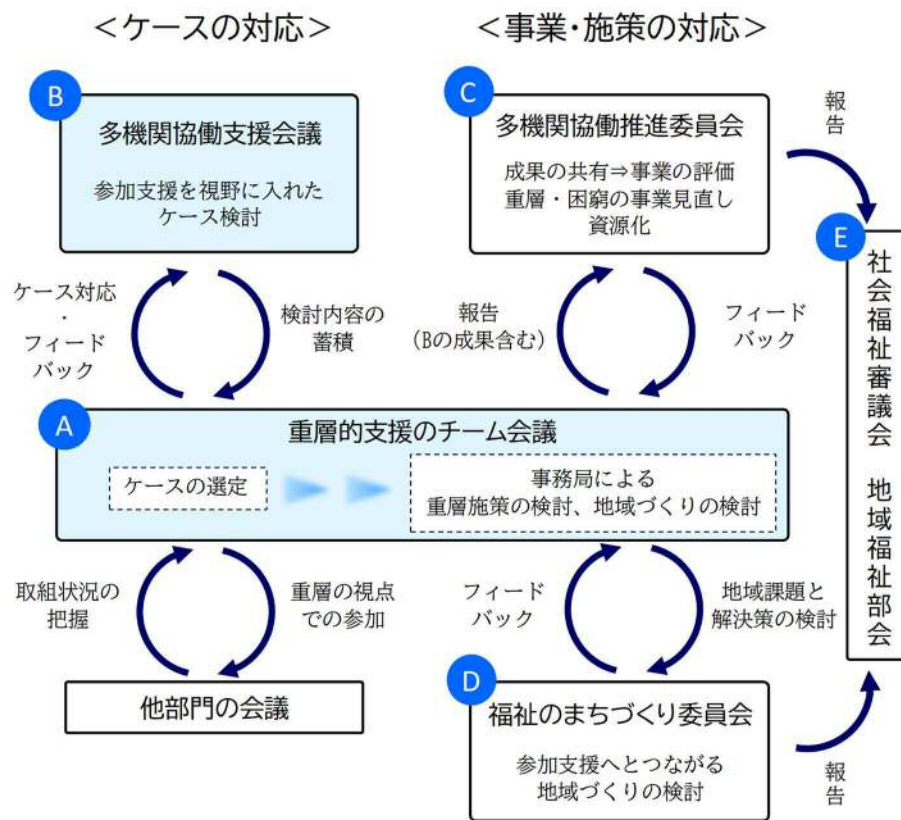
＜中心となる取組主体：社会福祉協議会・地域福祉課＞

既存の地域ケア会議や虐待レビュー会議、生活困窮レビュー会議等において取り組んでいる、個別ケースを通じた地域課題抽出のプロセスに参画し、相互の問題意識や思考プロセス、役割認識等の共有と意識の醸成に取り組みます。

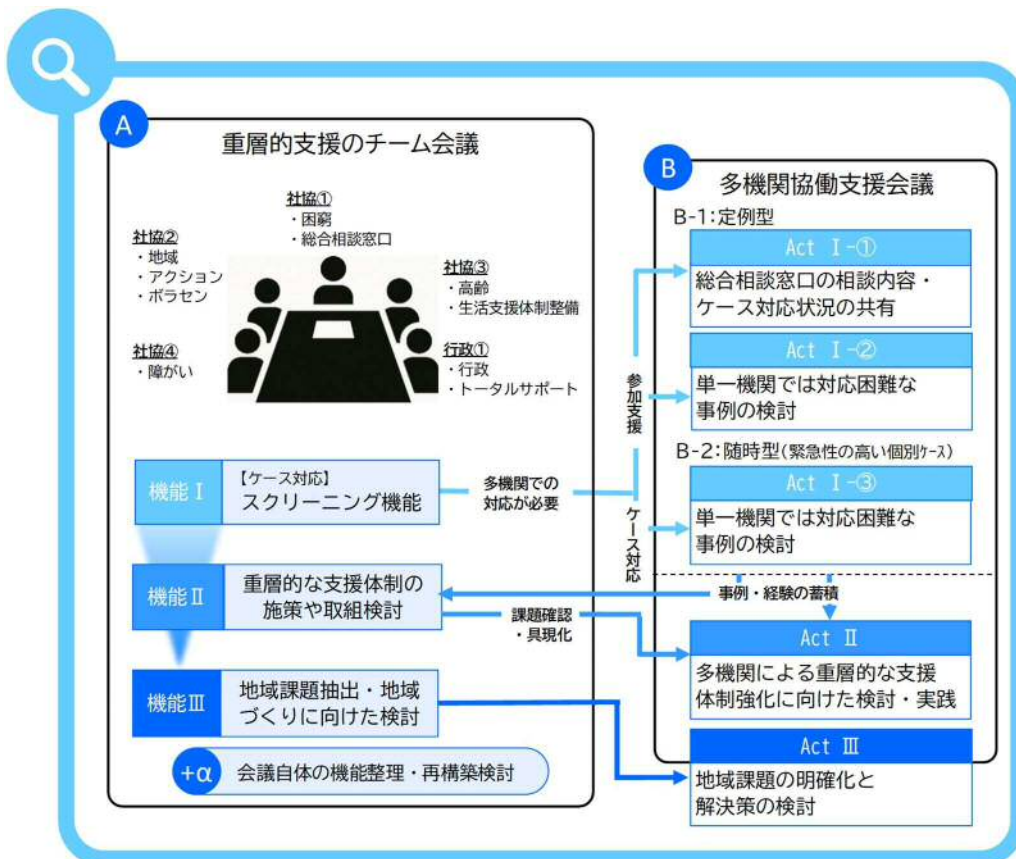
ウ 【再掲】多機関協働による社会参加を見据えた世帯まるごと支援

＜中心となる取組主体：重層的支援のチーム会議＞

【図 2 - 1 ケースから施策の検討を進める各種会議体の機能】



【図 2 - 2】



A重層的支援のチーム会議は、社会福祉協議会における各分野の相談支援・地域づくり担当者と、地域福祉課職員によりチームを構成して開催します。多機関協働相談窓口等に相談のあったケースをスクリーニングし（機能Ⅰ）、多機関協働が必要なケースは、B多機関協働支援会議につながります。また、全市での重層的な支援体制の施策や取組についても検討するとともに（機能Ⅱ）、地域における住民や福祉活動者主体の協議の場等で検討されている地域課題等を統合し地域課題の抽出に取り組みます（機能Ⅲ）。

B多機関協働支援会議は、ケースの緊急対応度によって、B－1定例型とB－2随時型を開催し、それぞれAでのスクリーニング結果等を踏まえ、参加支援や地域づくりを意識しながら、ケースの共有や対応状況の確認、単一機関では対応困難な事例の検討を行います（ActⅠ）。また、ActⅠの結果を蓄積しながら、Aの機能Ⅱでの整理も踏まえつつ、多機関による重層的支援体制の強化に向けて検討・実践する（ActⅡ）とともに、地域課題の明確化と解決策の検討を進めます（ActⅢ）。

B多機関協働支援会議で抽出した課題は、C多機関協働推進委員会やD福祉のまちづくり委員会に提案し、課題解決に向け、必要に応じて検討し、具体的な活動の推進に取り組みます。

(3) 参加支援の推進とプラットフォームの形成（参加支援・地域づくり・アウトリーチ）

〔地域福祉計画関連施策：１・３・６・７・１０・１３・１７〕

〔地域福祉推進計画関連アクション：２・４・５・６〕

ア 多機関の協働による参加支援の推進

＜中心となる取組主体：多機関協働推進委員会＞

これまで行ってきた就労につながる支援やひきこもりの人へのアウトリーチの取組等の実践をベースに、子育てやまちづくり分野の視点も取り入れながら、さまざまな人が役割をもって参加できる居場所づくりや参加支援の具体的な取組を検討します。

イ 居場所等での様々な相談を受け止める体制づくり

＜中心となる取組主体：地域支え合い推進員、社会福祉協議会地区担当職員※＞

つどいの場の運営や日々の困りごと等、様々な相談を受け止め、聞き取った相談内容の共有と解決策を住民とも協議し、つどいの場の様々な機能の充実に取り組みます。

※社会福祉協議会地区担当職員：コミュニティワーカーとコミュニティソーシャルワーカーを指します。

ウ 「こえる場！」の参画企業・団体や他の活動団体等との協働のプラットフォーム化

＜中心となる取組主体：地域福祉課、各企業団体＞

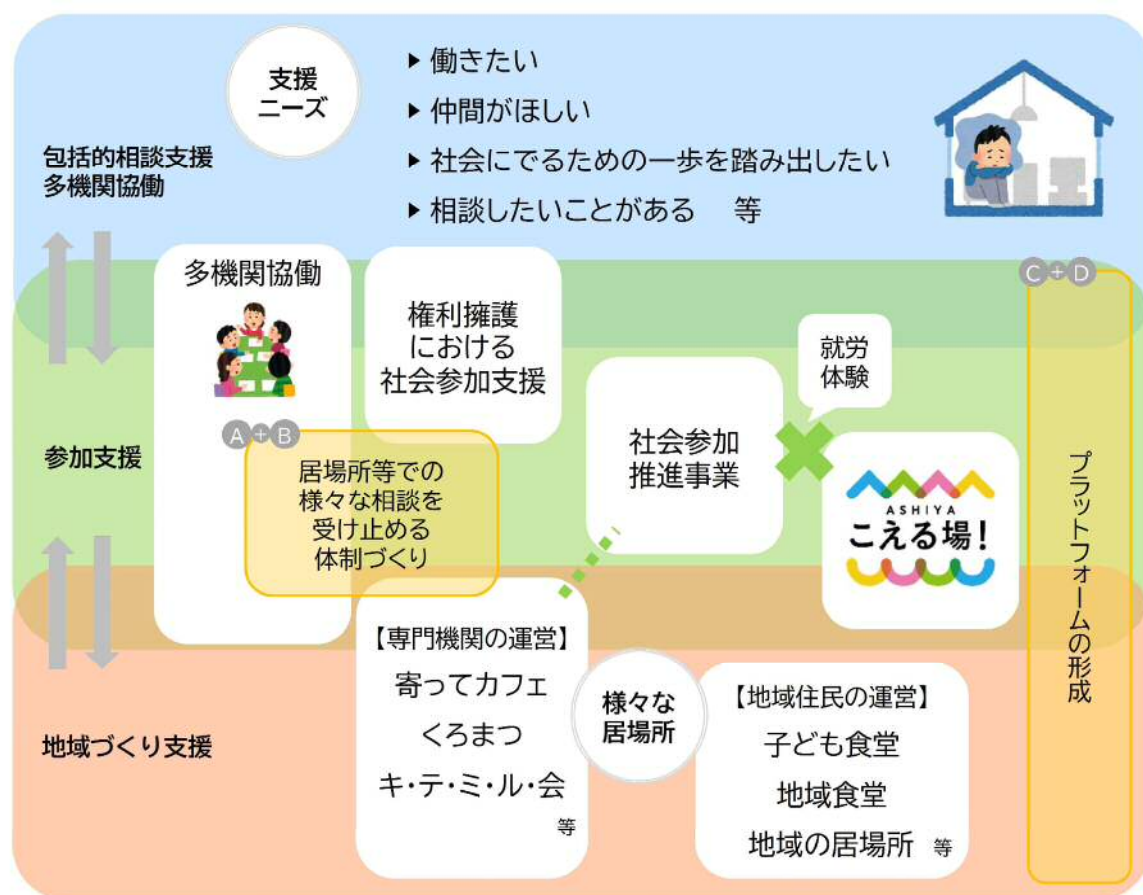
「こえる場！」を、多様な主体による共創やその広がりが生まれることを意図して、参画企業・団体に加え、様々な取組を実践、検討している団体や活動との協働につながるプラットフォームとして位置付けることで、参加につながる場の創出や地域づくりへとつなげます。

エ 社会参加支援の充実による、社会参加機会の創出

＜中心となる取組主体：地域福祉課＞

社会的孤立やひきこもりの状態にある人や権利擁護支援を必要としている人が、自分の持っている力を活かし、地域や社会のなかでつながりを持った生活ができるよう、社会参加推進事業や権利擁護支援センターを始めとした権利擁護支援を中心に、社会参加に向けた支援を充実させ、個別のニーズに沿った居場所づくりや参加の機会の創出に取り組みます。

【図3 「参加支援の一体的推進とプラットフォームの形成 イメージ図」】



これまでの各分野での相談支援を踏まえ、地域には、「働きたい」「仲間がほしい」「社会にでるための一歩をふみだしたい」等の様々なニーズを抱えている人がいることが分かっています。支援を必要としている人が、地域や社会のなかでつながりを持った生活をするができるよう、多機関の協働による参加支援や権利擁護支援の視点も踏まえた社会参加推進事業を通して、社会参加に向けた支援を充実させ、様々なニーズに沿った居場所づくりや参加の機会の創出に取り組みます。また、地域における居場所や地域住民等による活動も広がってきていることから、支援ニーズに応じて場や機会への参加支援につなげるとともに、地域活動を行っている企業・団体等との協働につながるプラットフォームである「こえる場！」での活動等を通して、多様な社会参加の機会の創出や充実を図ります。

(4) 地域の社会資源やつながり等を生かした地域づくりの推進（地域づくり・参加支援）

〔地域福祉計画関連施策：８・９・１５・１６〕

〔地域福祉推進計画関連アクション：１・２・３・５〕

ア 社会福祉協議会地区担当職員（コミュニティワーカー）と地域支え合い推進員（生活支援体制整備事業）の協働による住民主体の福祉活動の推進

＜中心となる取組主体：社会福祉協議会地区担当職員、地域支え合い推進員＞

社会福祉協議会地区担当職員（コミュニティワーカー）と地域支え合い推進員が相互に役割・機能を補完し合いながら、地区福祉委員会をはじめとした小地域福祉活動や、住民主体で運営されているつどい場等のさらなる充実に向け、活動者同士の交流や相互の活動共有等が進むように働きかけます。

イ 地域住民との協働による地域プロフィールと地域ビジョンづくり【継続】

＜中心となる取組主体：社会福祉協議会地区担当職員（コミュニティワーカー）、地域支え合い推進員＞

地域住民と社会福祉協議会地区担当職員（コミュニティワーカー）・地域支え合い推進員の協働により、社会資源や活動等を把握・分析し、多様な人々とともに地域プロフィールや地域ビジョンを作成する過程を通して、地域における人材の発掘と育成につなげます。

ウ 地域づくり・地域福祉のネットワーク化

＜中心となる取組主体：社会福祉協議会、地域福祉課＞

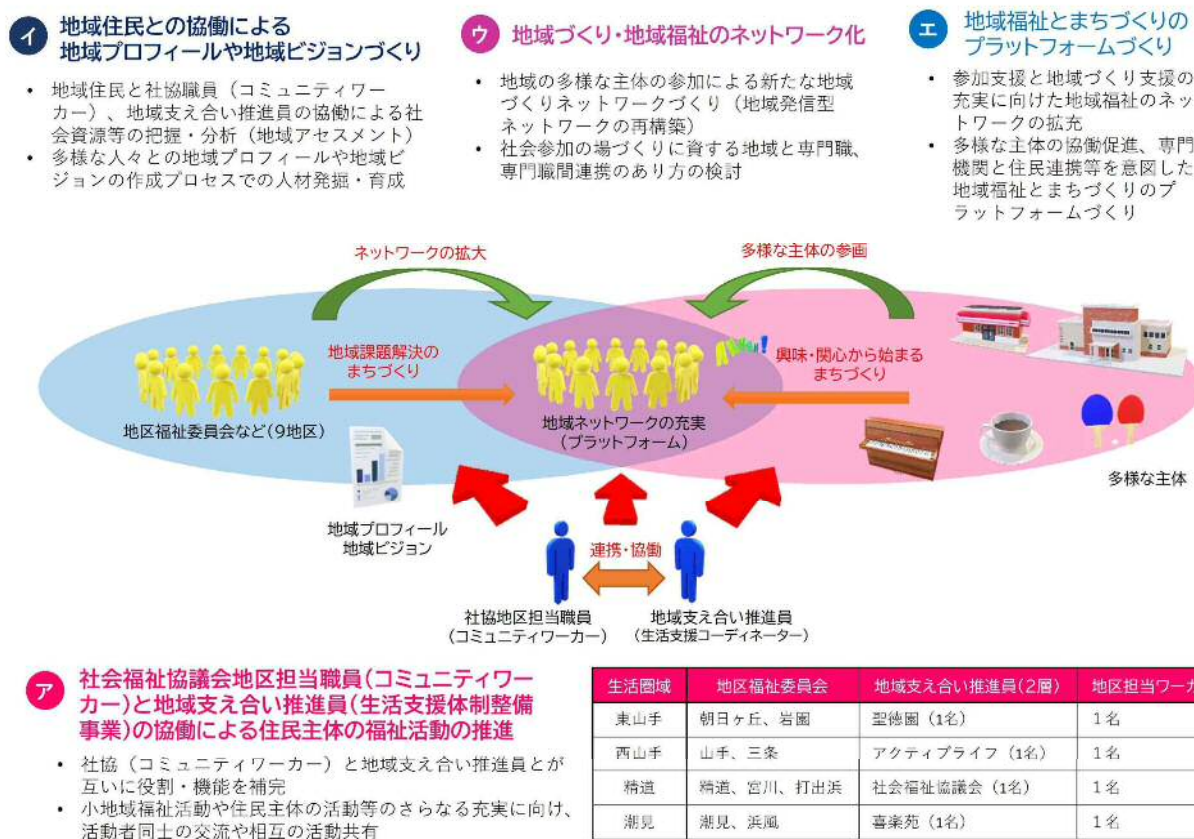
コロナ禍で希薄化したつながりの強化に向け、地域におけるイベントの機会も活用しながら、今まで参加していなかった地域の多様な主体の参加を進めることで、様々な視点による地域づくりを進めます。また、共生のまちづくりを目指し、地域住民が主体となりやりたいことを専門職とともに取り組める関係づくりを検討します。

エ 地域福祉とまちづくりのプラットフォームづくり

＜中心となる取組主体：地域福祉課、社会福祉協議会＞

住み慣れた地域で、孤立することなく、安心した生活を営めるよう、福祉のまちづくり委員会（旧：地域福祉推進協議会）を中心に、参加支援と地域づくり支援の充実に向けた地域福祉のネットワークの拡充や、多様な主体の協働促進、専門機関と住民連携等について協議し、地域福祉とまちづくりのプラットフォームづくりに生かしていきます。また、必要に応じて多機関協働推進委員会と相互に連携し、重層的支援体制の充実を図ります。

【図4 「地域アセスメントを踏まえた地域づくりの推進 イメージ図」】



社協地区担当職員（コミュニティワーカー）は地域支え合い推進員と連携・協働しながら、小地域福祉活動の基盤である地区福祉委員会のさらなる活性化を推進します。そのプロセスで、地域の強みや課題を地域プロフィールや地域ビジョンにまとめ、協議や協働の深化のためにネットワークを拡大します。

他方、地域支え合い推進員は社協地区担当職員（コミュニティワーカー）と連携・協働しながら、地域の多様な主体による活動を発見・推進しながら、新たな活動プログラムの創出に取り組みます。さらに、「地域課題解決のまちづくり」と「興味・関心から始まるまちづくり」に参画する多様な主体が出会い、語り合う新たな協議の場を整え、“わくわくする地域づくり”を推進します。

これらの取組は、「地域づくり実践の中長期展開ビジョン」に反映させ、福祉のまちづくり委員会を中心にその進捗について評価するしくみを検討していきます。

(5) (1)～(4)を推進する人材育成・支援者支援

〔地域福祉計画関連施策：１・３・８・１１・１３・１９〕

〔地域福祉推進計画関連アクション：１０・１１〕

ア 「包括的」と「重層的」の両方の視点を持つ専門職の育成

＜中心となる取組主体：社会福祉協議会・地域福祉課＞

各分野の相談を担う支援員が、他の分野の視点も備えることで世帯に潜在化している課題を「包括的」に捉え、さらに参加支援や地域づくり支援につなげる視点（「重層的」な視点）を持つことができるよう、重層的支援のチーム会議での現状の整理や多機関協働推進委員会での評価結果を踏まえ、専門職の人材育成及び専門職ネットワークの形成に向けて取り組みます。

イ 参加支援や地域づくりに向けた各種会議やプロジェクト等での人材育成の取組検討

＜中心となる取組主体：社会福祉協議会、地域福祉課＞

個別の相談支援のゴールを「制度やサービス利用」にせず、参加支援・地域づくりへとつながるような研修を通して意識の醸成を図ります。また、地域住民の活躍の場を広げられるよう、各種会議やプロジェクト、プラットフォームの場などにおいて専門職と地域住民の相互交流を通じた人材育成の取組検討を行います。

ウ 支援者支援に必要な取組の検討

＜中心となる取組主体：地域福祉課、社会福祉協議会＞

市内の福祉関係部門で働く職員の資質の向上や、働き続けるための環境づくりに寄与できる取組を検討するため、現状把握、課題整理に取り組みます。

5 実施内容及び実施体制

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域に対する支援の両面を通じて、重層的なセーフティネットを整備するため、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱に、「多機関協働による支援」、「アウトリーチを通じた継続的支援」を一体的に実施します。

また、庁内外の連携や専門職等の多機関協働などの体制づくりを進めるとともに、多様な人・組織が「できること」や「したいこと」で地域福祉に参加できるような仕組みづくりを進めます。

(1) 包括的相談支援

ア 地域包括支援センターの運営【第1号イ】

分野	高齢
事業内容	地域の高齢者等の総合相談と包括的支援体制を確立し、高齢者が要介護状態になることの予防を推進するとともに、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のため、包括的支援事業等を行う。
実施方式	委託（社会福祉法人等）
支援機関	地域包括支援センター 5箇所（東山手、西山手、精道、打出浜、潮見）
所管課	高齢介護課

イ 相談支援事業【第1号ロ】

分野	障がい
事業内容	障がいのある人の自立と社会参加の促進、地域生活の支援に加え、市内相談支援事業所に対する研究の企画・実施等による人材育成や困難ケースの後方支援、地域の各種機関との連携強化を行う。
実施方式	委託（社会福祉法人）
支援機関	障がい者基幹相談支援センター 1箇所 障がい者相談支援事業 1箇所
所管課	障がい福祉課

ウ 利用者支援事業【第1号ハ】

(ア) 特定型

分野	子ども
事業内容	窓口には保育コンシェルジュを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供し、必要に応じて案内やサポートを行う。
実施方式	直営
支援機関	市役所 1箇所
所管課	ほいく課

(イ)こども家庭センター型

分 野	子ども
事業内容	母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応など市町村としての相談支援体制を構築する。併せて、特定妊婦、産後うつ、障害がある方への対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行う。
実施方式	直営
支援機関	こども家庭・保健センター 1箇所
所 管 課	こども家庭・保健センター

エ 生活困窮者自立相談支援事業【第1号ニ】

分 野	生活困窮
事業内容	保健福祉センター内で福祉に関する相談のワンストップ機能を担う、「総合相談窓口」にて、「生活困窮者」に対する相談・支援を行うことで、対象者にとって相談のしやすさの確保や、関係機関と連携した支援の提供を行う。
実施方式	委託（社会福祉法人）
支援機関	総合相談窓口 1箇所
所 管 課	地域福祉課

(2) 参加支援

ア 参加支援事業【第2号】

事業内容	個別支援及び地域支援を通じて把握した対象者に活動参加を促すとともに、参加支援につながる居場所を検討するプロジェクト活動を行う。 「こえる場！」や包括連携協定などで連携している企業・団体等と、個別支援対象者の就労や社会参加に結び付く活動を検討する。 「地域食堂・子ども食堂」において、運営支援を継続し、多様な活動とのネットワークを構築する。 社会的孤立やひきこもり状態にある人や権利擁護支援を必要としている人が、地域や社会とつながりを持った生活ができるよう、社会参加支援の充実による社会参加機会の創出に取り組む。
成果目標	・活動参加の場への利用につながった人数 5人以上

	・就労準備体験等への協力企業・団体 5 企業・団体以上 ・社会参加機会の拡充に向けた企画による場の設定 1 件 ・既存事業の利用対象外又は利用にいたらない社会的孤立の人等の居場所等への参加 5 人 ・後見人等受任件数 10 件以上
実施方式	委託（社会福祉法人等）
実施体制	アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援を一体的に実施するため、社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー1人及び福祉専門職を1人配置。 「こえる場！」事務局として地域福祉課職員（保健師2人、事務職2人）を中心に、各機関と協働を進める。 就労準備支援事業と社会参加推進事業を一体的に実施（就労準備支援事業1人、社会参加推進事業1人）。 権利擁護支援センター事業と一体的に実施（社会福祉士1人）。
所 管 課	地域福祉課

(3) 地域づくりに向けた支援

ア 地域介護予防活動支援事業【第3号イ】

分 野	高齢
事業内容	【介護予防リーダー養成講座】 身近な地域で気軽に参加できる住民主体の介護予防活動を推進するため、介護予防の状況や知識に関する講座を実施し、主体的に介護予防に取り組む介護予防リーダーの養成及び人材育成を行う。 【地域介護予防活動支援事業】 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援などを行う。 【生活支援型訪問サービス従事者研修事業】 生活支援型訪問サービスに従事する者に必要な研修を実施し、地域での支え合いの担い手の育成を行う。 【ひとり一役活動推進事業】 ボランティア活動その他の社会的活動を通じて、地域での支え合いの体制づくり及び高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の推進を図り、健康で生き生きとした地域社会づくりを推進する。 【通いの場づくり事業補助金】 要介護状態の予防や地域の支え合い体制の推進などに加え、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場の提供等地域づくりを推進することを目的に、高齢者や多様な世代等が交流できる通いの場を運営する団体又は個人に対して、補助金を交付する。
実施方式	委託（社会福祉法人）、補助金

活動場所等	市内全域
所 管 課	地域福祉課、高齢介護課

イ 生活支援体制整備事業【第3号ロ】

分 野	高齢
事業内容	地域支え合い推進員を配置し、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的に、地域住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備するとともに、交流・参加・学びの機会を生み出すために「人と人」、「人と居場所」をつなぎ合わせるコーディネートを行う観点から、参加者の属性や世代に関わらず必要な支援を行う。
実施方式	委託（社会福祉法人等）
活動場所等	第1層：市内全域、第2層：4圏域（東山手、西山手、精道、潮見）
所 管 課	地域福祉課

ウ 地域活動支援センター機能強化事業【第3号ハ】

分 野	障がい
事業内容	障がいのある人等に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う。
実施方式	補助金
活動場所等	市内3箇所（はまゆう、みんなの麦の家、ホザナ・カフェ） 市外4箇所（すももクラブ、Wakaba、地球屋本舗、夢ふうせん）
所 管 課	障がい福祉課

エ 地域子育て支援拠点事業【第3号ニ】

分 野	子ども
事業内容	子育て中の親子が集い、相互交流や子育ての悩み・不安を相談できる場として、つどいのひろばを整備し、地域の子育て関係情報の提供や、子育て支援に関する講習等も実施する。
実施方式	直営、委託（社会福祉法人）
活動場所等	一般型：子育てセンター、認定こども園3箇所 出張ひろば：上宮川文化センター、幼稚園1箇所
所 管 課	こども家庭・保健センター

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業【第3号】

分 野	生活困窮
事業内容	地域の福祉ニーズ、地域課題の把握などを行ったうえで、全世代が自由に参加・交流できる拠点の整備や住民の身近な区域における話し合いの場づくり、多様な主体がつながるプラットフォームの整備などを、

	地域支え合い推進員とも協働しながら実施する。 地域福祉アクションプログラム推進協議会において、多様な主体への参加機会の提供も見据え、公民協働で市民発案の取組実践を支援する。
実施方式	委託（社会福祉法人）
活動場所等	市内全域
所 管 課	地域福祉課

(4) 多機関協働

ア 多機関協働事業【第5号、第6号】

事業内容	多機関協働支援会議及び福祉のまちづくり委員会（旧：地域福祉推進協議会）を重層的支援会議と位置づけ、各附属機関とも連動させ、制度横断的な地域課題の共有、解決に向けたプロジェクト等を設置し、包括的な相談支援・社会参加支援・地域づくり支援の体制構築の推進に取り組む。また、行政庁内の相談支援を担う担当課を中心とした会議体を設置し、連携の促進を図る。
成果目標	・多機関協働による事例検討件数 6件 ・関係機関との支援連携・協働ケース 6件
実施方式	直営、委託（社会福祉法人）
実施体制	地域福祉課職員（保健師2人、事務職6人） 社会福祉協議会（社会福祉士4人） 重層的支援のチーム会議（社会福祉協議会5人、地域福祉課3人）
所 管 課	地域福祉課

(5) アウトリーチ等を通じた継続的支援

ア アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【第4号】

事業内容	地域の活動者や民生委員・福祉推進委員との情報共有を通じて、日々の見守り活動等で把握している潜在的ニーズを抱える対象者の早期発見に努めるとともに、各圏域の地域支え合い推進員等と綿密に連携し、地域の課題やニーズの把握を進める。また、属性を問わず様々な地域住民の声を聴く場の確保に向け、既存の社会資源の機能拡充や新たな社会資源の開発に取り組む。 支援ニーズを抱える本人、世帯に対し、若者相談支援機関との連携や経済的支援、ひきこもりの親の会での接点を機会に、つながりのきっかけづくりに継続的に取り組む。また、必要に応じて保健師による同行訪問により、世帯員の身体状況の確認やアセスメントを実施する。
成果目標	・生活困窮者自立相談支援事業における地域住民及び関係機関からの相談件数 10件以上 ・支援のつながりのきっかけとなる事業（経済的支援及びひきこもりの親の会）の利用者 10件以上

実施方式	委託
実施体制	アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援を一体的に実施するため、社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー１人及び福祉専門職を１人配置。 加えて、地域福祉課職員（保健師６人）、地域支え合い推進員（第１層：１人、２層：４人）、生活困窮者自立相談支援事業相談員（３人）、就労準備支援事業相談員（１人）、社会福祉協議会（地域担当等職員３人）等と連携して実施。
所 管 課	地域福祉課

重層的支援体制整備事業 年度計画

プロジェクト名		取組	R4	R5	R6	R7	R8
(1)	多機関協働の体制整備	ア 【R4～5】 多機関協働推進委員会の設置（生活困窮者自立支援推進協議会のリノベーション） 【R6～8】 多機関による協働体制の強化	生活困窮者自立支援推進協議会でプロジェクトの検討	多機関協働推進委員会の設置・プロジェクトの検討	多機関協働推進委員会における計画の進捗管理及び評価		
		イ 【R4～5】 総合相談連絡会のリノベーションによる多機関協働支援会議の構築 【R6～8】 多機関協働による社会参加を見据えた世帯まるごと支援	総合相談連絡会参加者との認識共有	多機関協働支援会議の構築・地域課題の明確化と解決策の検討	多機関協働支援会議の運営及び機能の充実		
		ウ 【R4～8】 庁内連携体制の充実	庁内連携会議の設置・人材育成の検討		庁内連携の機会となる場の整理及び充実		
(2)	個別支援からの課題抽出・資源創出	ア 【R4～5】 重層的支援のチーム会議の設置 【R6～8】 重層的支援のチーム会議機能や関連会議フローの再検討	重層的支援のチーム会議の設置 各種検討		重層的支援のチーム会議機能や関連会議フローの再検討		
		イ 【R4～5】 各個別支援会議での各分野で共通する地域課題の抽出 【R6～8】 地域生活課題の意識の醸成	各会議での地域課題抽出		各種会議運営の企画プロセスからの参画		
			(分野ごとの課題はそれぞれで取組実施)				
		ウ 【(1)イ再掲】 【R4～5】 総合相談連絡会のリノベーションによる多機関協働支援会議の構築 【R6～8】 多機関協働による社会参加を見据えた世帯まるごと支援	総合相談連絡会参加者との認識共有	多機関協働支援会議の構築・地域課題の明確化と解決策の検討	多機関協働支援会議の運営及び機能の充実		
(3)	参加支援の推進とプラットフォームの形成	ア 【R4～5】 居場所の現状分析プロジェクト 【R6～8】 多機関の協働による参加支援の推進	居場所の現状分析	居場所づくりの推進	居場所プロジェクトでの検討や取組の推進		
		イ 【R4～8】 居場所等での様々な相談を受け止める体制づくり	相談を受け止める体制構築		つどいの場の機能の充実		
		ウ 【R4～5】 「こえる場！」の参画企業・団体や他の活動団体等との協働 【R6～8】 「こえる場！」の参画企業・団体や他の活動団体等との協働のプラットフォーム化	協働推進		「こえる場！」事務局運営の体制検討		
		エ 【R6～8】 社会参加支援の充実による、社会参加機会の創出			ニーズの把握と機会の検討		
(4)	地域の社会資源やつながり等を生かした地域づくりの推進	ア 【R4～8】 社会福祉協議会地区担当職員（コミュニティワーカー）と地域支え合い推進員（生活支援体制整備事業）の協働による住民主体の福祉活動の推進	機能強化の仕組みづくり			活動組織・団体への働きかけ	
		イ 【R4～8】 地域住民との協働による地域プロフィールと地域ビジョンづくり	地域アセスメントの実施	地域プロフィールづくり・地域ビジョンづくり			
		ウ 【R4～8】 地域づくり・地域福祉のネットワーク化	市民・専門職・市の連携の在り方の検討		地域福祉のネットワークの再構築の検討		地域福祉のネットワーク再構築に向けた試行実施
		エ 【R6～8】 地域福祉とまちづくりのプラットフォームづくり			福祉のまちづくり委員会での地域づくりに向けた検討		

(5)	(1)～(4) を推進する人材育成・支援者支援	ア	【R4～8】 「包括的」と「重層的」の両方の視点を持つ専門職の育成	研修の整理	研修の体系化・試行	研修の実施		
		イ	【R4～5】 参加支援や地域づくりを担う地域福祉人材（専門職・地域住民）を育成する研修のあり方の検討	専門職への研修				
			【R6～8】 参加支援や地域づくりに向けた各種会議やプロジェクト等での人材育成の取組検討	地域住民が担い手となる取組検討		専門職と住民の相互交流となる場の把握及び分析	把握した場での試行実施	
		ウ	【R6～8】 支援者支援に必要な取組の検討			現状把握及び課題整理		取組の検討

芦屋市重層的支援体制整備事業実施計画

令和4年（2022年）12月 策定

令和6年（2024年）12月 改訂

発行：芦屋市

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL：0797-38-2153

FAX：0797-38-2160

ホームページ：<http://www.city.ashiya.lg.jp/>

編集：芦屋市福祉部地域福祉課